

第二部 国立大学等の施設費等の貸付・交付

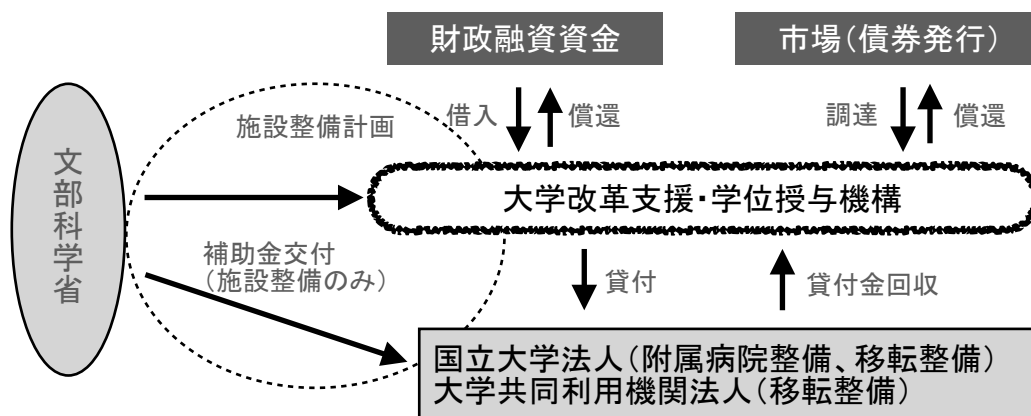
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という）では、2016年度（平成28年度）以降、国立大学法人、大学共同利用機関法人および独立行政法人国立高等専門学校機構の施設の整備等に必要な資金の貸付および交付等を行ってきた。文部科学省の施設整備等に関する計画に基づいて、国立大学法人等の施設整備等を安定的に実施し、教育研究環境の整備充実および財務・経営の改善を支援している。

これは、同年の独立行政法人大学評価・学位授与機構と独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「旧センター」という）の統合によって、機構は、旧センターの業務のうち、施設費貸付事業および施設費交付事業を承継し、また、旧センターの業務に関する特例として定められていた承継債務償還および特定学校財産の管理処分についても、機構において引き続き実施することとなったためである。

第1章 施設費貸付事業

文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し附属病院の施設整備等に必要な資金の貸付を行っている（図2-1、表2-1 p.46、整備例を写真2-1、2-2 p.46に示す）。施設費貸付事業に必要な資金の調達については、財政融資資金から長期借入を行うとともに、債券（5年債）の発行により市場から効率的に資金調達を行っている。この事業は、文部科学省の施設整備費補助金を補完するものであり、施設整備と設備整備の二つのカテゴリーがある。施設整備については、事業費の1割分を文部科学省が補助金として交付、9割分を機構が貸付ける一方、設備整備については、機構からの貸付金のみである。2020年度（令和2年度）の実績は、施設整備32法人63事業284億円、設備整備21法人21事業220億円、合計36法人84事業504億円であった（2016年度以後の実績について、参考資料集 表2-21 p.22）。

図2-1 施設費貸付事業のスキーム



* 移転整備については貸付実績なし

表2-1 貸付事業の貸付メニュー

2019年度（令和元年度）以降

区 分	貸 付	据 置	償 還	利 率
施設整備	30年	5年	25年	財政融資資金 借入金利同率
	15年	1年	14年	
設備整備	10年	なし*1	10年	財政融資資金 借入金利+上乘
	5年	なし*1	5年	

*1 設備整備については、希望する大学に対して、激変緩和措置として1年の据置期間を設定（2019年度のみ）

（参考）2018年度（平成30年度）まで

区 分	貸 付	据 置	償 還	利 率
施設整備	25年*2	5年	20年	財政融資資金 借入金利同率
設備整備	10年	1年	9年	財政融資資金 借入金利+上乘

*2 2019年度以降も継続している国庫債務負担行為事業に限り、貸付期間25年（据置5年、償還20年）を設定（2021年度まで）

写真2-1 次世代型医療用重粒子照射施設
（施設整備、山形大学）



写真2-2 IVR対応バイプレーン血管造影装置
（設備整備、長崎大学）



貸付の審査については、施設費貸付事業貸付審査会を開催し（2020年度は15回開催）、「施設費貸付規則」、「貸付金債権管理規則」、「施設費貸付事業審査基準」等に基づき、事業目的・内容、償還能力、担保力および教育・研究・診療等の公的使命を果しているか等の総合的な審査を行った。

貸付事業の貸付メニューは、設備整備に係る金利を除いて財政融資資金の融通条件と同一にしている。2019年度（令和元年度）には、財政融資資金の融資条件（貸付期間、据置期間等）が変更されたことに伴い、貸付メニューを増やして国立大学法人の財務状況を踏まえた多様なニーズに対応する新しい仕組みを作った。この変更により、大学附属病院の設備整備計画に支障が生じないように、債券を例年（50億円）より10億円増額発行して資金調達を行い、希望する国立大学法人に対して、激変緩和措置として、償還に1年の据置期間を設ける機構独自の支援を行った。

2020年度には、国立大学法人等が災害や特殊な事由により機構に対する債務の償還が著しく困難となった場合に、貸付条件の変更等を可能とする新たな支援の仕組みを構築した。これにより、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた附属病院を有する国立大学法人（41法人）のうち、申請のあった8法人に対して、機構に対する施設費貸付事業に係る債務（36億円）の償還を猶予

する支援を行った（承継債務17億円と合わせて総額53億円の償還猶予）（図2-2）。支援内容としては、2021年3月の償還（元利金）を半年間猶予するとともに、償還期限も半年間延長し、さらに新たに必要となる利息等の各種コストを免除した（表2-2）。

図2-2 債務償還猶予のスキーム

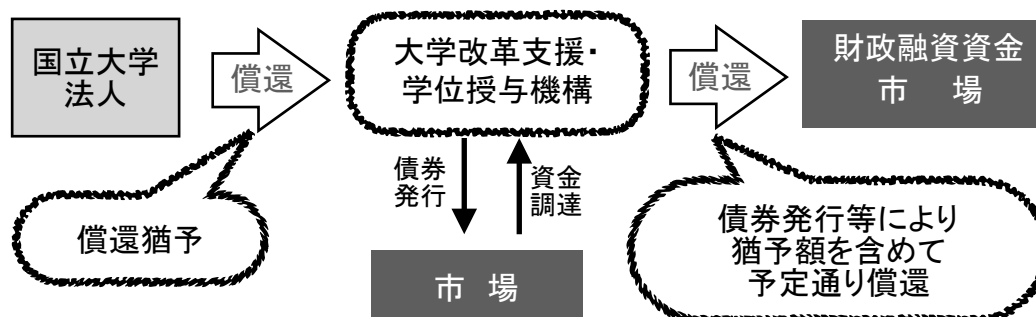


表2-2 償還猶予における支援内容

債務償還の猶予	2021年3月に期限が到来する債務（元利金）の償還を半年間（2021年9月まで）猶予
償還期限の延長	猶予に伴い償還期限を半年間延長
利息負担の軽減	新たに必要となる利息や手数料などの各種コストを免除
遅延損害金	猶予期間中の未払額に対する遅延損害金（年10%）は発生しない

附属病院を有する国立大学法人（41法人）を対象としたアンケート調査（2021年6月）によると、41法人全てが、今回の償還猶予は「大いに意義があった」または「意義があった」と回答した。償還猶予の仕組みの中で良かった点（複数回答可）については、償還猶予に伴う新たなコストを免除したこと（38件）が最も高く評価され、続いて、利息も猶予の対象としたこと（33件）、猶予後の償還に変更が無かったこと（31件）、半年間猶予・期限延長（26件）が評価されている。

国立大学法人に対して償還猶予を実施する一方、機構の財政融資資金および市場に対する償還を予定通り行うため、償還に不足する資金については、債券発行により調達することとし、当初50億円を計画していた債券発行額を35億円増額し85億円を発行した（図2-2）。

2020年度の債券発行に係る信用格付に関しては、格付投資情報センター（R&I）からは、高度医療と高等教育を下支えする機構の政策上の重要性等について高く評価され、2019年度の「AA」より格上げの「AA+」を、日本格付研究所（JCR）からは、国の高等教育政策における業務の社会的意義・政策的重要性が高い点が評価され、2019年度と同じ「AAA」の信用格付（発行体および債券）を取得した。これらに加えて、コロナ債としてのソーシャルボンドの評価については、日本格付研究所（JCR）から、償還猶予が国立大学附属病院の機能回復・維持に寄与する社会貢献の高い取組であること等について高く評価され、最上位の評価である「Social 1」を取得した（写真2-3 p.48）。

債券の発行に係るIR（インベスター・リレーションズ）活動について、2019年度までは、投資家を直接訪問していたが、2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からウェブ会議システム等を活用することとし、計画した5ヵ所を大幅に上回る28ヵ所で実施した（参考資料集図2-21 p.22）。効果的・効率的に幅広い投資家から関心を集めることを目的として、IR動画を収録し証券会社のウェブサイトから配信した。IR動画には、機構長が出演し、キャスターとの対話

形式によって、わかりやすく機構の目的や持続的な開発目標（SDGs）に向けた取組、償還猶予の取組について説明を行った（写真2-4）。これらの機構の業務や役割について投資家の理解を深める取組により、市場では発行額の約3倍の需要があった。

写真2-3 JCRソーシャルボンド評価（抜粋）

写真2-4 動画配信（ダイワインターネットTV）



これらの償還猶予の取組は、新型コロナウイルス感染症の対応を行う附属病院を有する国立大学法人の経営の安定を図り、教育・研究・診療機能を確保することに貢献した。また、災害や特殊な事由により機構に対する債務の償還が著しく困難となった場合に支援できる新たな仕組みを構築したことで、新型コロナウイルス感染症の対応のみならず、今後、緊急事態等が生じた場合にも迅速に対応できることが期待されている。

第2章 施設費交付事業

国立大学法人、大学共同利用機関法人および独立行政法人国立高等専門学校機構を対象として、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、主に老朽化した施設の改善整備に必要な資金の交付を行っている（図2-3、改修例は写真2-5）。「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法」および同法により準用する「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「施設費交付事業費交付規則」等に基づき、各国立大学法人等からの交付申請額、事業の目的・内容等について審査し、適正と認められることを確認し、交付を決定している。2020年度は、89法人の89事業に対して40億円を交付した（参考資料集 表2-22 p.22）。

施設費交付事業の対象事業は、国立大学法人等の施設設備全般で、土地の取得、施設の設置若しくは整備、設備設置が含まれる。この事業は、文部科学省の施設整備費補助金を補完するもので、その財源は、①国立学校特別会計から承継した旧特定学校財産・積立金等の財産、②国立大学法人等の不要財産処分収入の一定割合となっている。

施設費交付事業は、近い将来に十分な事業財源が確保できなくなることが予想されていることから、2018年1月31日に「施設費交付事業財源の確保等に関する検討会」を設置し、報告書を取

りまとめるとともに、その後も継続的に不要財産の処分計画の確認や重要性について国立大学法人等に周知している。

図2-3 施設費交付事業のスキーム

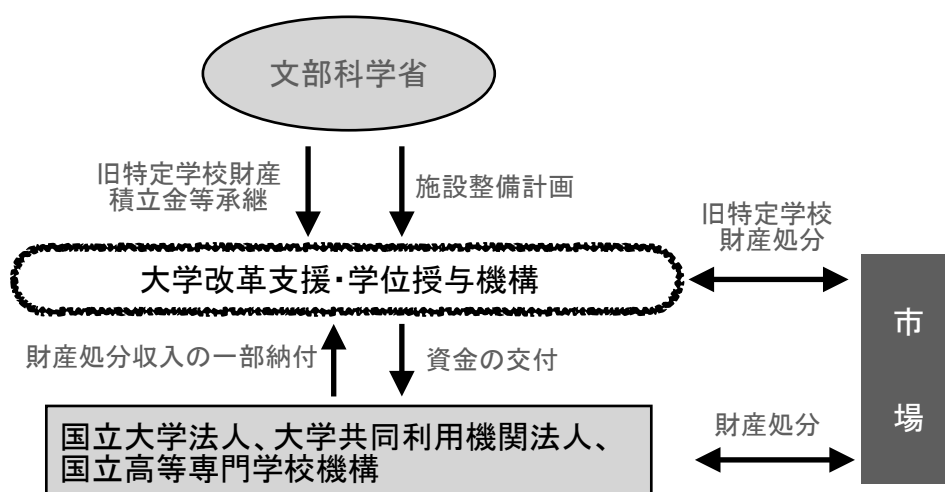


写真2-5 教室・管理棟他外壁防水改修（国立高等専門学校機構 徳山工業高等専門学校）



施工前



施工後

第3章 承継した財産等の処理

機構は、旧国立学校特別会計の財政融資資金に対して負っていた債務を一括して承継しており、当該債務の償還業務を行っている。償還の財源は、国立大学法人が負担することとされており、機構は関係する国立大学法人から債権およびその利息を回収し、これを毎年度とりまとめて財政融資資金に償還している。承継債務残高（元金相当額）については、2016年度末2,019億円、2020年度末782億円と順調に減少しており、2028年度（令和10年度）には完済の予定である。

承継債務について、施設費貸付事業と同様に新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた附属病院を有する国立大学法人に対して、債権の内容変更を行い、債務の償還を猶予する新たな仕組みを構築した。承継債務に関しては、施設費貸付事業とは異なり、債券発行により償還猶予のための資金調達を行うことができないことから、償還猶予により不足する資金について、施設費交付事業に影響のない範囲で機構内資金を活用することとした。国立大学法人の債務負担に関して必要な事項を定めている協定書の取扱いについて整理し、2020年12月に償還猶予を希望する国立大学法人との協定書の変更を行なった上で申請を受け、策定した審査基準に基づき審査を行

第二部

い、猶予を行うことを決定した。

国から承継した東京大学生産技術研究所跡地（29,974.81㎡）について、2007年度から独立行政法人国立美術館に分割して売却しており、2020年度は541.30㎡を売却した。これにより、2020年度末までに売却した総面積は27,945.28㎡となり、全体の93.23%の売却が完了した。未売却の土地（2,029.53㎡、6.77%）については、同法人と使用契約を締結し、土地面積に応じた使用料を徴収している。

2013年度に処分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大学が主体となり進めている「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」において「知の拠点を支えるゾーン」として位置づけられ、2020年8月にすべての事業が完了したことの報告を受けた。